

令和8年6月19日

## 令和8年度国立研究開発法人森林研究・整備機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、国立研究開発法人森林研究・整備機構は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和8年度国立研究開発法人森林研究・整備機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

### 1. 調達の現状と要因の分析

令和7年度の調達の現状は、「令和7年度調達等合理化計画実施自己評価」の業務実績のとおりである。特に、随意契約と一者応札・応募についての具体的内容は以下のとおりである。

なお、政府全体で進められている物価高対応などの諸施策に則り、官公需法に基づく中小企業の受注機会への配慮及び価格転嫁・取引適正化の着実な実施について「令和7年度における国立研究開発法人森林研究・整備機構の中小企業者に関する契約の方針」へ盛り込むとともに、予定価格作成に当たっては最新の実勢価格を反映する等の対応を行うことにより、中小企業者の受注機会の増大を図った。

- (1) 国立研究開発法人森林研究・整備機構における令和7年度の契約状況は、表1のとおりになっており、競争性のない随意契約の件数は136件（前年度138件）で全契約件数が減少している中で、割合としては35.9%と前年度（32.4%）と同程度で推移している。

競争性のない随意契約については、随意契約審査委員会で理由等が適切とされており、契約監視委員会においても事後審査を受けることになっている。

競争性のない随意契約の主なものは、国立研究開発法人森林研究・整備機構の土地や職員宿舍等の賃貸借契約等以下の①～④である。

令和7年度の競争性のない随意契約の主な類型は、以下のとおりである。（ ）内は前年度

① 国立研究開発法人森林研究・整備機構の土地、職員宿舍等の賃貸借	38件	216百万円	（42件	107百万円）
② 自動車等の再リース	2件	4百万円	（5件	63百万円）
③ 森林整備センター特殊調達物品等の調達	6件	126百万円	（6件	60百万円）
④ 森林保険センター森林保険事務委託	47件	— 円	（47件	— 円）

- (2) 令和6年度から新たに導入した「国立研究開発法人特例随意契約（以下「特例随意契約」という。）」の件数は15件（4.0%）であった。

表1 令和7年度の国立研究開発法人森林研究・整備機構の調達全体像

(単位:件、百万円)

	令和6年度		令和7年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	( 63.8%) 272	( 79.3%) 3,326	( 59.4%) 225	( 79.9%) 5,092	( △17.3%) △47	( 53.1%) 1,766
企画競争・公募	( 0.2%) 1	( 0.2%) 7	( 0.8%) 3	( 3.6%) 231	( 200.0%) 2	( 3,202.5%) 224
特例随意契約	( 3.5%) 15	( 1.0%) 41	( 4.0%) 15	( 0.8%) 52	( 0.0%) 0	( 26.0%) 11
競争性のある契約(小計)	( 67.6%) 288	( 80.4%) 3,374	( 64.1%) 243	( 84.3%) 5,376	( △15.6%) △45	( 59.3%) 2,001
競争性のない随意契約	( 32.4%) 138	( 19.6%) 822	( 35.9%) 136	( 15.7%) 998	( △1.4%) △2	( 21.5%) 176
合計	( 100%) 426	( 100%) 4,196	( 100%) 379	( 100%) 6,374	( △11.0%) △47	( 51.9%) 2,178

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の( )書きは、令和7年度の対令和6年度伸率である。

(注3) 「競争入札等」には、不落・不調の随意契約を含む。

(3) 国立研究開発法人森林研究・整備機構における令和7年度の一者応札・応募の状況は表2のとおりになっており、契約件数は107件(前年度128件)で全契約のうち44.0%(前年度44.4%)を占め、前年比21件減だが、割合は同等程度である。

契約金額でみると3,225百万円(前年度1,627百万円)で全契約金額のうち60.0%(前年度48.2%)であり、前年度比1,598百万円の増で割合は98.3%増となっている。前年度と比較して高額な契約が多かったことが金額増加の要因となった。

なお、入札の実施に当たっては競争性の確保の観点から事前に入札審査委員会で審査を行った上で実施している。

令和7年度の一者応札・応募の類型毎の内訳は、以下のとおりである。( )内は前年度

① 分析機器等研究用機器等の購入契約	29件	322百万円	(15件	197百万円)
② 施設等保守管理等契約	6件	27百万円	(20件	103百万円)
③ 調査、研究委託業務等契約	20件	464百万円	(24件	135百万円)
④ 分析機器等研究用機器の保守・点検等契約	6件	38百万円	(9件	33百万円)
⑤ 電気需給契約	0件	0百万円	(2件	10百万円)
⑥ 試薬、液体窒素等の消耗品購入契約	2件	22百万円	(15件	302百万円)
⑦ 工事等契約	14件	683百万円	(5件	501百万円)
⑧ その他	30件	1,669百万円	(38件	342百万円)

※ ⑧その他の7年度分には「経理システム及び造林業務システムの運用・保守業務」などのシステム導入に係る契約が7件で1,457百万円であり契約金額の大部分を占めている。

一者応札・応募において、①分析機器等研究用機器等の購入契約や⑦工事等契約は前年度に比して増加しているものの、全体的には、107件(前年度128件)と契約件数は減少しているところである。

なお、入札審査委員会においては、応札者を広く求めるために、参加資格や仕様内容について十分に検討を行っている。

表2 令和7年度の国立研究開発法人森林研究・整備機構の一者応札・応募状況

(単位:件、百万円)

		令和6年度	令和7年度	比較増△減
2者以上	件数	160 ( 55.6%)	136 ( 56.0%)	△ 24 ( △ 15.0%)
	金額	1,747 ( 51.8%)	2,150 ( 40.0%)	403 ( 23.1%)
1者以下	件数	128 ( 44.4%)	107 ( 44.0%)	△ 21 ( △ 16.4%)
	金額	1,627 ( 48.2%)	3,225 ( 60.0%)	1,598 ( 98.3%)
合計	件数	288 ( 100%)	243 ( 100%)	△ 45 ( △ 15.6%)
	金額	3,374 ( 100%)	5,376 ( 100%)	2,001 ( 59.3%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の( )書きは、令和7年度の対令和6年度伸率である。

## 2. 重点的に取り組む分野 (【 】は評価指標)

上記1の現状分析や「令和7年度調達等合理化計画実施自己評価」等を含め総合的な検討を行った結果、研究開発用及び業務運営に係る物品・役務等の調達関係並びに一者応札・応募関係の各分野について、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

### (1) 研究開発用及び業務運営に係る物品・役務等の調達

研究開発用及び業務運営に係る物品・役務等の調達について、調達業務の効率化・合理化の観点から、令和8年度においても引き続き①～③の取組を実施することで、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を目指す。

①単価契約の対象品目の見直しを行い、調達手続きの簡素化と納期の短縮等を図る。

【調達手続きの簡素化と納期の短縮】

②物品・役務について、共同調達又は一括調達の事例を共有し、改めて支所・育種場をはじめとする地域単位等で検討を促すなどの取組を推進する。

【調達手続きに要する事務量の節減】

③複数年にわたる調達が経済的又は効率的と判断されるものについては、複数年契約を行うことにより、調達金額の節減及び調達事務の効率化を図る。

【調達手続きに要する事務量の節減】

### (2) 一者応札・応募の改善

一者応札・応募となっている調達について、令和8年度においても、引き続き前年度からの取組を行うことにより、更なる適正な調達を目指す。

①入札審査委員会による事前審査の実施

【審査件数】

②調達見通しを早期にウェブサイトで公表

【公表件数】

③入札説明書受領者へのアンケートの実施と結果の分析

【アンケート実施件数】

④入札に参加しやすい環境を作るため、ウェブサイトから仕様書のダウンロードを可能とする仕組みの実施、及び契約履行に必要な参考資料の閲覧

【仕様書等のアップロード件数及びダウンロード件数】

⑤仕様書における業務内容の明確化及び必要最低限の仕様作成に努めるよう職員へ周知  
【仕様書の作成】

(3) 特例随意契約の運用

「国立研究開発法人の調達に係る事務について（令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定）」において認められた公開見積競争を原則とする特例随意契約について、契約監視委員会において実施に係る事前承認及び事後確認を受け、公正性を確保しつつ積極的に活用し、調達に要する時間の短縮を図る。

【特例随意契約の運用】

(4) 政府全体で進められている諸施策への対応

受注者における適切な価格転嫁及び取引適正化への対応に必要な措置として、物価変動を反映した予定価格の作成や低入札価格調査制度の活用などの取組を「令和8年度における国立研究開発法人森林研究・整備機構の中小企業者に関する契約の方針」に明記するとともに確実に実施する。

なお、PFI事業については、当面該当する公共施設等の整備を想定していない。

【政府全体で進められている諸施策への対応】

3. 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標）

不適正経理処理の防止策については、(1)、(2)、(3)を引き続き実施する。また、調達ガバナンスの徹底を図るため(4)の措置についても併せて行う。

(1) 検収の徹底

不適正経理処理の発生を未然に防止するため、契約業者から納品される調達対象物品等は、すべて検収担当部署のスタッフが検収を行い、検査調書（または検査関係書類）を作成することとする。

【監査室による点検実績等】

(2) 研究費執行マニュアルの改定等

預け金、契約権限のない研究員による発注といった研究費の不正使用の防止及び適切な執行を行うために、調達手続の枠組みやこれまでの不適正経理処理事案等をまとめた研究費執行マニュアルを必要に応じて改定するとともに、調達担当職員のみならず研究員に対しても研修を実施することとする。

【研究費執行マニュアルの改定及び研修の実施等】

(3) コンプライアンス・ハンドブックの改定等

研究費の不正使用の防止及び公平性・透明性の高い調達のため、コンプライアンス・ハンドブックを必要に応じて改定するとともに、役職員にコンプライアンス研修を実施し、周知徹底を図る。

【コンプライアンス・ハンドブックの改定等】

(4) 随意契約審査委員会による点検

少額随意契約及び特例随意契約以外に新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に法人内に設置された随意契約審査委員会において、契約事務取扱規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から審査を受けることとする。

【随意契約審査委員会による事前点検実績等】

#### 4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

#### 5. 推進体制

##### (1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、理事（企画・総務・森林保険担当）を総括責任者とする調達等合理化検討委員会により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者 理事（企画・総務・森林保険担当）

副総括責任者 総括審議役（研究・育種）

委員 審議役（研究・育種）、審議役（総合調整）、審議役（森林保険）、  
企画部長、総務部長、調達課長、資産管理課長、財務課長、保険経理課長

##### (2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検、特例随意契約の事前承認を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準（新規の随意契約、特例随意契約、2か年度連続の二者応札・応募案件など）に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

#### 6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、国立研究開発法人森林研究・整備機構のウェブサイトにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。